

令和4年度第1回名取市個人情報保護審査会会議録（要点筆記）

- 1 日 時：令和4年11月8日（火） 午後4時～午後5時50分
 - 2 場 所：名取市役所 6階第4会議室
 - 3 出 席：石神 淳 委員、北島 宏之 委員、
柳沢 剛 委員、渡部 敦子 委員
 - 4 市出席者：山田市長、綱川総務課長、仙石総務課長補佐、小笠原主幹兼情報統計係長、高橋社会福祉課主幹兼保護係長、川島主査
-

※司会進行：綱川課長

5 委嘱状交付式

会議に先立ち、委嘱状（任期：令和4年5月1日から令和6年4月30日まで）を山田市長から交付した。

委嘱状交付の後、山田市長からあいさつを申し上げた。

6 審査会議事概要

※会議に先立ち、綱川課長より出席委員及び職員の紹介を行った。

（1）開会

- 事務局（綱川）：委員5人中4人の出席により、名取市個人情報保護条例第45条第2項に定める過半数を得ていることから、本審査会は成立している。

また本審査会は、名取市審議会等の会議の公開に関する要綱に基づく公開の対象となる会議である。会議録は、委員名を記した要点筆記により作成するが、そのために会議を録音することについて了承願いたい。

本日の会議は、改選後の初会合であることから、会長の互選及び会長職務代理者の指名の後、審議事項へと進めることとなる。

（2）会長の互選

- 事務局（綱川）：会長の互選に当たり、会長選出までの間、慣例により市長が仮座長を務める。

- 山田市長：条例第44条において、「審査会に会長を置き、委員の互選によって定める」と規定されているが、どのように取り扱えばよろしいか。

特にないようであれば、事務局案として、これまで会長をお願いしてきた、

北島委員にお願いしたいが、いかがか。

〔異議なし〕

○山田市長：北島委員に会長をお願いする。

円滑な議事進行に感謝申し上げます。以上で仮座長の任を終える。

〔市長、自席へ戻る〕

〔北島委員、会長席へ〕

○事務局（綱川）：会長職をお引き受けいただいた北島会長から、ごあいさつをお願いする。

○北島会長：引き続き会長職を務めさせていただく。皆様の協力をいただきながら務めていきたい。よろしくをお願いします。

（3）会長職務代理者の指名

○事務局（綱川）：条例第44条第3項の規定により、北島会長から会長職務代理者の指名をお願いします。

○北島会長：石神委員にお願いしたい。

〔石神委員、受諾〕

○事務局（綱川）：会長職務代理者は、石神委員にお願いすることに決定した。
〔市長、退席〕

（4）審議事項

○事務局（綱川）：条例第45条の規定により、会議の進行は会長を議長として進めることとなる。

○北島会長：4 審議事項（1）名取市個人情報の保護に関する法律施行条例に係るパブリックコメントの実施について、事務局から説明を求める。

○事務局（小笠原）：〔資料により、改正個人情報保護法の概要、現行条例との主な違い、条例事項、本市条例（案）の内容及び国準則、他自治体のパブリックコメント時の条例（案）との比較などについて、説明〕

○北島会長：委員各位から確認したい内容があれば、ご発言をお願いします。

パブリックコメントについて、今回行うとのことだが、今後、法律において一元的な運用を行っていく中で、パブリックコメントでご意見をいただいても、反映することはできるのか。

○事務局（小笠原）：法律や国のガイドラインで規定されている事項については、反映できないものもあるが、条例に委任されている事項や、条例で規定することが許されている事項もある。パブリックコメントでご意見をいただいた場合、そのご意見が反映することが可能な内容か、また反映すべき内容かどうか、法律等を確認しながら検討していくことになる。

- 石神委員：法律で規定されている内容については、パブリックコメントの意見で変えられるものではない。
開示決定までの15日以内という短縮については、これまでの例としては問題がないのか。
- 事務局（小笠原）：本市においては、15日以内に決定通知を出せないようなケースはこれまで、それほど多くはなく、現時点では15日以内の決定について、大きな課題とはなっていないと記憶している。
- 北島会長：いただいたパブリックコメントについて、国にそれを確認するということはあるのか。
- 事務局（小笠原）：内容にもよるが、法の解釈が伴うようなケースでは、国の個人情報保護委員会に照会をかけることはあると思われる。
- 北島会長：パブリックコメントでこういった意見がくるのかわからず、条文自体の変更を求める意見があった場合、どこまで名取市で審議すべきなのか、回答できない部分はどうなるのかが気になる点である。
- 事務局（小笠原）：ご意見をいただいた段階で、会長にも相談させていただきながら、必要に応じて個人情報保護委員会にも照会をかけながら、反映を検討していきたい。
- 北島会長：他に委員からのご意見がなければ、本審査会として、条例（案）に対し、パブリックコメントをすることについて、異議なしということで、審査会の結論としたいが、これにご異議はないか。
〔異議なし〕
- 北島会長：ご異議なしとして、本審議会の結論とする。
次に、次第の4「審議事項」の（2）を議題とする。
名取市個人情報保護条例第46条に基づき、本審査会に諮問をした実施機関の担当職員の出席を求めたいと思うが、異議はないか。
〔異議なし〕
- 北島会長：実施機関の担当職員に、入室をお願いします。
〔社会福祉課高橋主幹兼保護係長、川島主査入室し、説明席に着席する。〕
- 北島会長：担当職員は、説明をお願いします。
- 高橋保護係長：〔資料により、生活保護事務に係るオンライン結合による個人情報の提供について、説明〕
- 北島会長：委員各位から確認したい内容があれば、ご発言をお願いします。
- 北島委員：個人情報の提供自体については100パーセントするというようなのか。
- 高橋保護係長：提供自体は必ず行う。そちらについては法的根拠があるため、審査会にかける案件ではないと理解している。オンライン結合については、法

的根拠がないので、審議会の案件として審議をお願いすることとした。

- 石神委員：オンライン結合のセキュリティ対策については、私は専門外であり、このような形で行うことについて、本当にその通りになるのか、疑問に思うところもある。
- 北島会長：現在は、市役所内にサーバを置いているということか。
- 高橋保護係長：そのとおりである。
- 北島会長：私もセキュリティ担当者になったことがあるが、自然災害があった場合や日常においても、周りに人がいるような環境にサーバがあることは怖く、データセンターに置く方がデータ管理上は安心かと思う。業者のセキュリティ対策については、正直、信じるしかないところもある。
- 高橋保護係長：私も、実際に施設を見に行ったことがあるわけではないため、信用するしかないところはある。委託事業者がデータ管理の認証を受けており、業界シェアが9割ということもあり、県内でも多くの自治体はその業者を使っており、信用性は高いと考えている。
- 石神委員：費用面では、クラウドの方が安いのか。
- 高橋保護係長：ランニングコストで考えると、5年間で2400万円から2000万円程度まで下がる。
- 石神委員：デジタル化については推進すべきと考えており、クラウド化についても賛成である。
- 北島委員：私も賛成である。物理的な安全性の面でも良くなる上に、市職員の心理的な負担も軽減される。停電などで、データが失われる可能性も少なくなる。職員の負担など、コストに反映されないメリットもある。認証を受けられているところにきちんと預けられるというところもメリットであり、個人情報保護の面からも、情報が外に出ることにはなるが、いい環境にデータが管理されるのではないか。
他に委員からご意見等はないか。
〔意見なし〕
- 北島委員：他に意見がないようなので、今回の審議事項の(2)については承認するというところでよろしいか。
〔異議なし〕
- 北島会長：今後の進め方について、委員各位において、次回審査会までに、さらに内容を深く確認し、次回審査会において、審査会としての答申の取りまとめを行いたいと思いますが、異議ないか。
〔異議なし〕
- 北島会長：そのように進める。内容の確認中、不明な点等がある場合、事務局あてに連絡をいただければ、事務局で担当職員に確認を取り、回答をいただく形

で進めたい。事務局及び担当職員には、よろしく願います。

審議事項の(2)の審議については以上とする。実施機関の担当職員はありがとうございました。ご退席願います。

〔説明員退席〕

○北島会長：以上で議事を終了する。

○事務局（綱川）：ここで事務局より連絡事項があります。

○事務局（小笠原）：次回審査会については12月以降を予定しており、日程の調整を各委員あて、メールで行うので、よろしく願います。

(5) 閉会

令和4年11月8日

名取市個人情報保護審査会

会 長 北島 宏之